

PTAにより設置されている冷房装置に係る冷房費を改正する書面議決

令和元年11月25日

千葉県立国府台高等学校 PTA 会長 高橋 敦子

千葉県立国府台高等学校 校長 荻込 英昭

PTAにより設置されている冷房装置について、普通教室に係る部分は千葉県教育委員会が負担することとされたことにより、これに対応する会費を減じるため、PTA 会則を次のとおり改正します。

第1号議案 会則改正について

改正案（下線部が改正箇所）	現行
第26条 教育環境整備費会計は、 <u>会費及びその他の収入</u> で支弁する。 2 教育環境整備費会計の会費は、生徒1名につき月額 <u>800円</u> とする。 3 教育環境整備費会計は、冷房エネルギー供給サービスの経費にあてる。	第26条 教育環境整備費会計は、会費で支弁する。 2 教育環境整備費会計の会費は、生徒1名につき月額1570円とする。 3 教育環境整備費会計は、冷房エネルギー供給サービスの経費にあてる。
附則 本会則は、平成31年4月1日 改正	附則

改正事由及び返還方法

県による普通教室（各クラスのホームルーム教室）相当分の負担があったことから、平成31年4月1日にさかのぼり改正するものです。改正後の800円は、県負担の対象外とされた特別教室に係る分です。

返還については、副教材費会計（学年会計）へ繰入れ、その後3学年は卒業時に精算・返金し、1・2学年は来年度の副教材費徴収額を調整します。

.....切り取り線.....

書 面 議 決 書

(令和元年11月25日提案会則改正議案)

賛成

反対

※いずれかに○を付してください。

令和元年11月 日

____年__組 保護者氏名_____ (自筆署名)

(兄弟姉妹在籍の場合は、各々提出願います)

(11月29日までにクラス担任へ提出してください)